

仙北市指定ドローン飛行エリア利用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、近未来技術活用推進に係る活動において、仙北市指定ドローン飛行エリア（以下「飛行エリア」という。）の利用希望者に利用させるために必要な事項を定めるものである。

(飛行エリアの指定)

第2条 市は、以下の場所を飛行エリアとして指定する。

- (1) 田沢湖高原スキー場跡地（仙北市田沢湖生保内字駒ヶ岳地内）
- (2) 角館町玉川河川公園サッカー場隣地（仙北市角館町東下夕野地内）

(利用の要件)

第3条 市は、以下の要件をすべて満たす場合に限り、利用者に飛行エリアの利用を許可するものとする。

- (1) ドローンの飛行に関する航空法及び関連法令に定められた事項を順守すること。
- (2) 法令及び公序良俗に反しないこと。
- (3) 仙北市のイメージを損なうような利用をしないこと。
- (4) 選挙活動や布教活動などに関連した利用をしないこと。
- (5) 営業行為をしないこと。
- (6) 申請状況等により、市から利用希望日の調整について要請があった場合、これに応じること。
- (7) 利用許可後であっても、天候、自然災害等の理由で市から利用の中止を求めた場合、これに応じること。

(利用申請)

第4条 利用希望者は、利用を希望する5日前（土日祝日を除く。）までに、市ホームページ内【電子申請サービス】より申請しなければならない。

ただし、仙北市市民に限っては、利用申請書(別記様式)に必要事項を記入の上、郵送及び持参での提出を認める。

(利用許可)

第5条 市は、利用申請書の内容を精査した上で、利用許可証(別記様式)により申請者へ通知するものとする。

(利用期間・利用時間)

第6条 利用期間は、連続5日以内とし、利用時間は午前9時から午後5時までとする。

(利用料)

第7条 飛行エリアの利用料は無料とする。

(順守事項)

第8条 飛行エリアの利用許可を受けた者は、次の事項を順守するものとする。

- (1) 市が発行する利用許可証を携行すること。
- (2) 申請書に記載の目的のみに利用し、目的以外の利用は行わないこと。
- (3) 飛行に際しては航空法及び関係法令に定められた事項を順守すること。
- (4) 利用者は、周囲の安全に十分配慮し、利用に伴う事故等において責務を負うこと。
- (5) ドローンの紛失及び事故等が発生したときは、直ちに企画政策課に報告し、その指示に従うこと。

(管理責任等)

第9条 利用者は、次の事項について留意するものとする。

- (1) 使用者がこの規定に違反したと認めた場合は、使用許可を取り消すとともに、以後の使用は許可しない。また、そのために使用者が損害を受けたとしても、市は一切の責任を負わない。
- (2) ドローン等の利用に際しては、常に安全等に留意し、利用に当たって発生した事故等については、操縦者及び申請者がすべての責任を負い、その責任において適切に処理すること。
- (3) 保険への加入など万一の場合の対策を行うこと。

(その他)

第10条 その他、この要領に定めのない事項については、関係者間にて協議の上、決定するものとする。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年5月1日から施行する。